

地区別避難判断基準（案） エリア別危険箇所、行政区別人的被害リスク、エリア別避難勧告判断基準のとりまとめ表<野洲川>

情報発令 エリア	行政区	監視対象の 水位観測所 (水位予測対象)	避難勧告発令判断基準 ①はん濫警戒情報発表	避難勧告種別	避難勧告発令時の参考情報										情報発令 エリア			
					危険箇所			②避難判断水位超過 ③危険箇所、 ④水位上昇速度 注視地点	住宅地の人的被害リスク指標			垂直避難 の可能性	支川はん濫、内水 はん濫による避難時 の歩行困難状況	想定避難 人口(人) (人口(人))		想定避難 世帯数 (世帯数)	対象 避難所	収容可能 人数 (人)
					河川名	距離	左右岸		家屋水没	床上浸水	家屋流失							
エリア①	石部中央	横田橋	①野洲川上流	Aランク	野洲川	14.6k	左岸	②横田橋 ③野洲川14.6k ④中郡橋	—	●	—	可能(2階以上)	○	3 (2087)	2 (832)			エリア①
	石部西			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	●	87 (1437)	40 (520)			
	柑子袋			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	△	121 (2878)	54 (991)			
	中央			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	●	72 (1705)	37 (728)			
エリア②	菩提寺	横田橋	①野洲川上流	Sランク	野洲川	14.4k	右岸	②横田橋 ③野洲川14.4k ④中郡橋	●	●	—	一部不可能	○	107 (6453)	43 (2162)			エリア②
	正福寺			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	△	0 (817)	0 (242)			
エリア③	岩根花園	横田橋	①野洲川上流	Aランク	野洲川	20.6k	右岸	②横田橋 ③野洲川20.6k ④—	—	●	—	可能(2階以上)	△	38 (1069)	16 (394)			エリア③
	岩根西			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	△	69 (1622)	32 (598)			
	岩根東			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	○	2 (1291)	1 (561)			
	朝国			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	△	10 (262)	4 (81)			
エリア④	針	横田橋	①野洲川上流	Aランク	野洲川	21.8k	左岸	②横田橋 ③野洲川21.8k ④—	—	●	—	可能(2階以上)	○	18 (1120)	4 (379)			エリア④
	夏見			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	○	7 (1020)	4 (350)			
	吉永			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	○	36 (1544)	19 (544)			
	三雲			Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	●	134 (2966)	63 (1077)			

■凡例

人的被害リスク指標	
●	人的被害を受ける区域が存在し、人家への影響がある。
○	人的被害を受ける区域が存在するが、人家には影響ない、人的被害を受ける区域が存在しない。
—	人的被害を受ける区域が存在しない。
家屋水没	浸水深3m以上(地先の安全度マップ)、または、浸水深2m以上(野洲川・杣川浸水想定区域図)
床上浸水	浸水深0.5m以上(野洲川・杣川浸水想定区域図、地先の安全度マップ共通)
家屋流失	流体力2.5m <sup>3</sup> /s <sup>2</sup> 以上

垂直避難の可能性	
一部不可能	行政区内で家屋水没、家屋流失が発生する可能性が高い。
可能(2階以上)	行政区内で家屋水没、家屋流失が発生する可能性は低いが、床上浸水が発生する可能性が高い。
可能	行政区内で家屋水没、家屋流失、床上浸水が発生する可能性は低いが、床下浸水が発生する可能性が高い。
歩行困難区域指標(内水氾濫)	
●	避難経路において、歩行困難となる可能性が高い
○	避難経路として使用される可能性が低い道路において、歩行困難となる可能性が高い。
△	道路または行政区内において歩行困難となる可能性が低い。
歩行困難	地先の安全度マップ(10年確率)で、浸水深50cm以上である。

■情報発令エリアの考え方

避難勧告を発令するエリアの単位(情報発令エリア)については、野洲川の外水氾濫ブロックを基本としている。

■避難勧告発令基準(タイミング)の考え方

- 【基本とする判断基準】  
 ①情報発令エリアにおける「はん濫警戒情報」の発令  
 ただし、河川氾濫前において、水路からの氾濫等により歩行による避難が困難と想定され、かつ洪水氾濫による人的被害が想定されるエリアについては、早期の避難行動を促す必要があることから、「はん濫警戒情報」の前段階の判断基準として、「はん濫注意情報」を設定するものとした。  
 【参考情報】  
 ②近傍の水位観測所(避難判断水位設定)の推移状況  
 ③情報エリア内の危険箇所の水位状況  
 ④近傍の水位観測所(その他の水位状況)

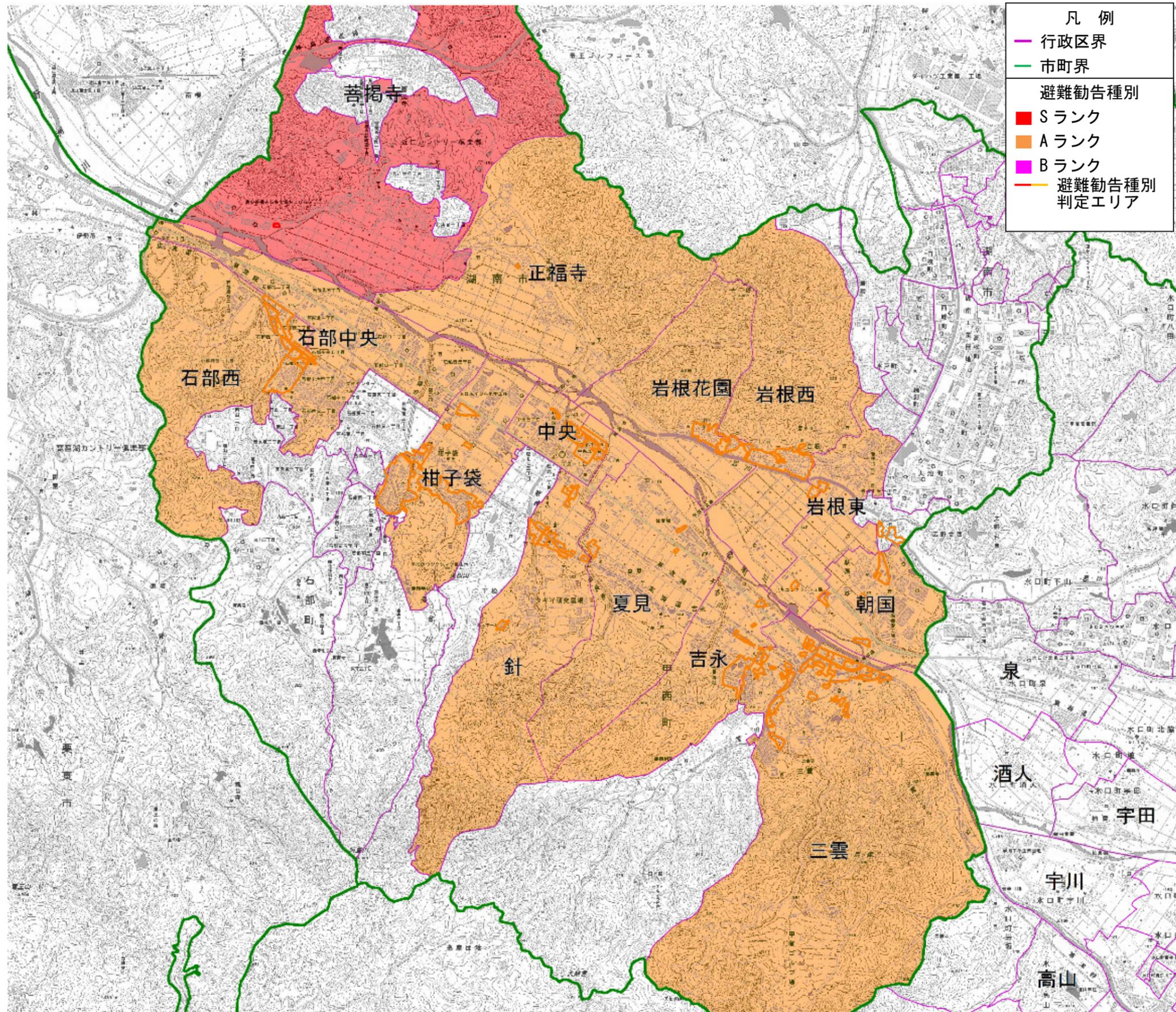
■避難勧告種別の考え方

- 避難勧告を発令する際に、その逼迫度に重み付けをして伝えるため、地先の危険度の程度に応じた付加情報を付与する。
- 洪水氾濫により人的被害をもたらすエリアが生じると想定されるも、その区域が集落内に及ばないと想定される場合には、避難勧告発令の際の付加情報として「Bランク」を付与する。
  - 洪水氾濫による床上浸水の危険性の高い区域が生じ、かつその区域が集落内に及ぶと想定される場合には、避難勧告発令の際の付加情報として「Aランク」を付与する。
  - 当該エリアにおいて、洪水氾濫による家屋水没あるいは家屋流出の危険性の高い区域が生じ、かつその区域が集落内に及ぶと想定される場合には、避難勧告発令の際の付加情報として「Sランク」を付与する。

■想定避難人口(世帯数)の考え方

行政区内の浸水エリアに居住する人口及び世帯数の推定値。

野洲川上流を対象に洪水予報（はん濫警戒情報）が発令された時点



地区別避難判断基準（案） エリア別危険箇所、行政区別人的被害リスク、エリア別避難勧告判断基準のとりまとめ表<野洲川・杣川>

情報発令 エリア	行政区	監視対象の 水位観測所 (水位予測対象)	避難勧告発令判断基準 ①洪水予報	避難勧告種別	避難勧告発令時の参考情報											情報発令 エリア			
					危険箇所			②避難判断水位超過 ③危険箇所、 ④水位上昇速度 注視地点	住宅地の人的被害リスク指標			垂直避難 の可能性	支川はん濫、内水 はん濫による避難時 の歩行困難状況	想定避難 人口(人) (人口(人))	想定避難 世帯数 (世帯数)		対象 避難所	収容可能人 数(人)	
					河川名	距離	左右岸		家屋水没	床上浸水	家屋流失								
エリア①	泉	水口橋	①野洲川上流	はん濫警戒情報発表	Sランク	野洲川	24.8k	右岸	②水口橋 ③野洲川24.8k ④柏貴	●	●	●	一部不可能	△	87 (1634)	26 (638)			エリア①
	酒人			はん濫警戒情報発表	Sランク					●	●	●	一部不可能	△	38 (358)	11 (101)			
	宇田			はん濫警戒情報発表	Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	△	6 (594)	1 (188)			
エリア③	宇川	水口橋	①野洲川上流	はん濫警戒情報発表	Sランク	野洲川	25.6k	左岸	②水口橋 ③野洲川25.6k ④柏貴	●	●	●	一部不可能	△	92 (590)	36 (190)			エリア③
エリア④	高山	北杣橋	①杣川	はん濫警戒情報発表	Aランク	杣川	No.30	左岸	②北杣橋 ③杣川No.30 ④—	—	●	—	可能(2階以上)	△	0 (135)	0 (32)			エリア④
	三大寺			はん濫注意情報発表	Sランク					●	●	—	一部不可能	●	139 (2318)	40 (666)			
	牛飼			はん濫警戒情報発表	Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	△	1 (527)	1 (158)			
エリア⑤	虫生野	北杣橋	①杣川	はん濫警戒情報発表	Sランク	杣川	No.34	右岸	②北杣橋 ③杣川No.34 ④—	●	●	—	一部不可能	△	15 (1542)	3 (531)			エリア⑤
	宝木			はん濫警戒情報発表	Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	△	3 (133)	1 (42)			
	森尻			はん濫警戒情報発表	Sランク					—	●	●	一部不可能	○	10 (165)	1 (46)			
	深川			はん濫警戒情報発表	Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	△	15 (1251)	4 (422)			
	深川市場			はん濫警戒情報発表	Aランク					—	●	—	可能(2階以上)	△	12 (150)	4 (52)			
エリア⑥	市原	北杣橋	①杣川	はん濫警戒情報発表	Aランク	杣川	No.38	左岸	②北杣橋 ③杣川No.34 ④—	—	●	—	可能(2階以上)	△	3 (199)	1 (54)			エリア⑥

■凡例

人的被害リスク指標	
●	人的被害を受ける区域が存在し、人家への影響がある。
○	人的被害を受ける区域が存在するが、人家には影響ない、人的被害を受ける区域が存在しない。
—	人的被害を受ける区域が存在しない。
家屋水没	浸水深3m以上(地先の安全度マップ)、または、浸水深2m以上(野洲川・杣川浸水想定区域図)
床上浸水	浸水深0.5m以上(野洲川・杣川浸水想定区域図、地先の安全度マップ共通)
家屋流失	流体力 $2.5m^3/s^2$ 以上

垂直避難の可能性	
一部不可能	行政区内で家屋水没、家屋流失が発生する可能性が高い。
可能(2階以上)	行政区内で家屋水没、家屋流失が発生する可能性は低い、床上浸水が発生する可能性が高い。
可能	行政区内で家屋水没、家屋流失、床上浸水が発生する可能性は低い、床上浸水が発生する可能性が高い。
歩行困難区域指標(内水氾濫)	
●	避難経路において、歩行困難となる可能性が高い
○	避難経路として使用される可能性が低い道路において、歩行困難となる可能性が高い。
△	道路または行政区内において歩行困難となる可能性が低い。
歩行困難	地先の安全度マップ(10年確率)で、浸水深50cm以上である。

■情報発令エリアの考え方

避難勧告を発令するエリアの単位(情報発令エリア)については、野洲川及び杣川の外水氾濫ブロックを基本としている。

■避難勧告発令基準(タイミング)の考え方

**【基本とする判断基準】**  
①情報発令エリアにおける「はん濫警戒情報」の発令  
ただし、河川氾濫前において、水路からの氾濫等により歩行による避難が困難と想定され、かつ洪水氾濫による人的被害が想定されるエリアについては、早期の避難行動を促す必要があることから、「はん濫警戒情報」の前段階の判断基準として、「はん濫注意情報」を設定するものとした。

**【参考情報】**  
②近傍の水位観測所(避難判断水位設定)の推移状況  
③情報エリア内の危険箇所の水位状況  
④近傍の水位観測所(その他の水位状況)

■避難勧告種別の考え方

避難勧告を発令する際に、その逼迫度に重み付けをして伝えるため、地先の危険度の程度に応じた付加情報を付与する。

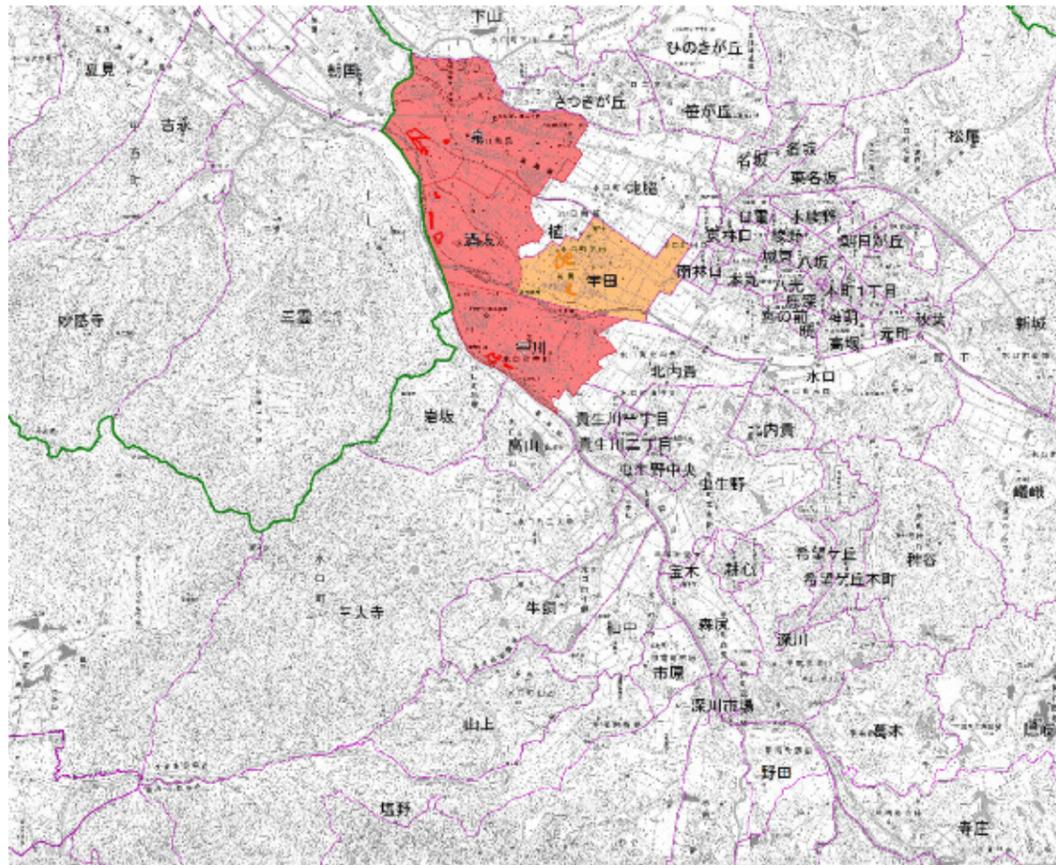
- 洪水氾濫により人的被害をもたらすエリアが生じると想定されるも、その区域が集落内に及ばないと想定される場合には、避難勧告発令の際の付加情報として「Bランク」を付与する。
- 洪水氾濫による床上浸水の危険性の高い区域が生じ、かつその区域が集落内に及ぶと想定される場合には、避難勧告発令の際の付加情報として「Aランク」を付与する。
- 当該エリアにおいて、洪水氾濫による家屋水没あるいは家屋流出の危険性の高い区域が生じ、かつその区域が集落内に及ぶと想定される場合には、避難勧告発令の際の付加情報として「Sランク」を付与する。

■想定避難人口(世帯数)の考え方

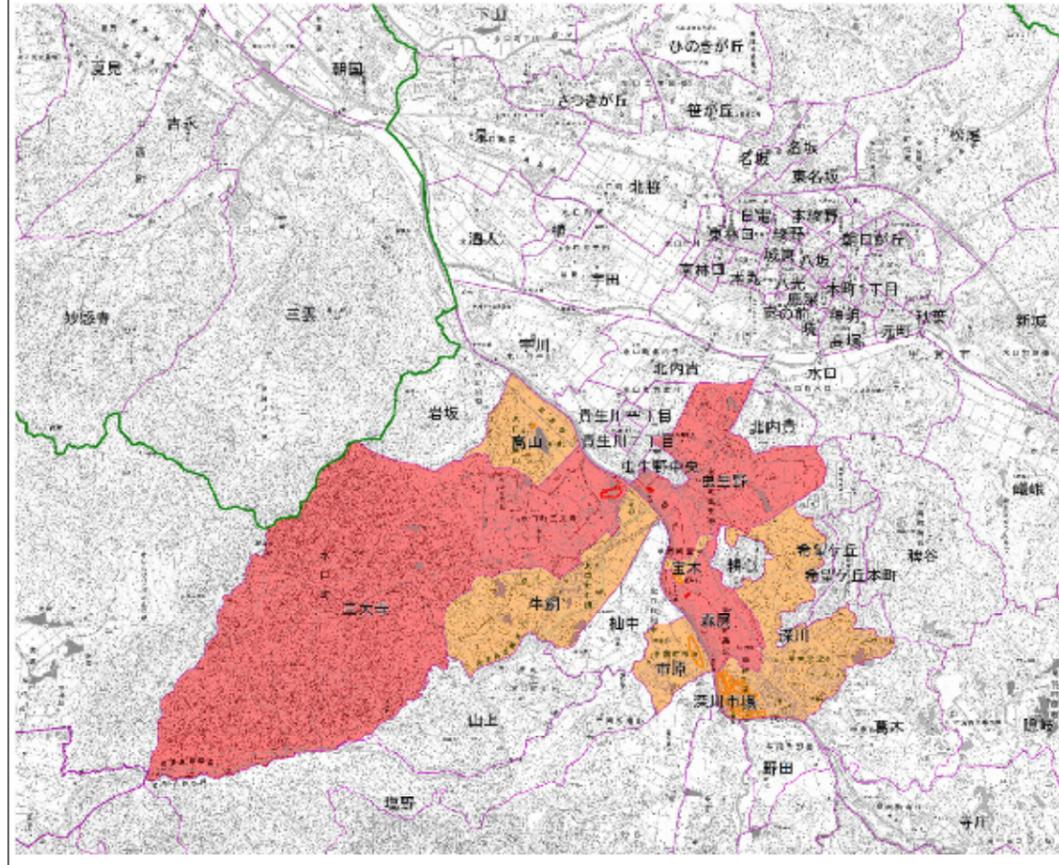
行政区内の浸水エリアに居住する人口及び世帯数の推定値。

地区別避難判断基準（案） 避難勧告エリア及び避難勧告種別

野洲川上流を対象に洪水予報（はん濫警戒情報）が発令された時点

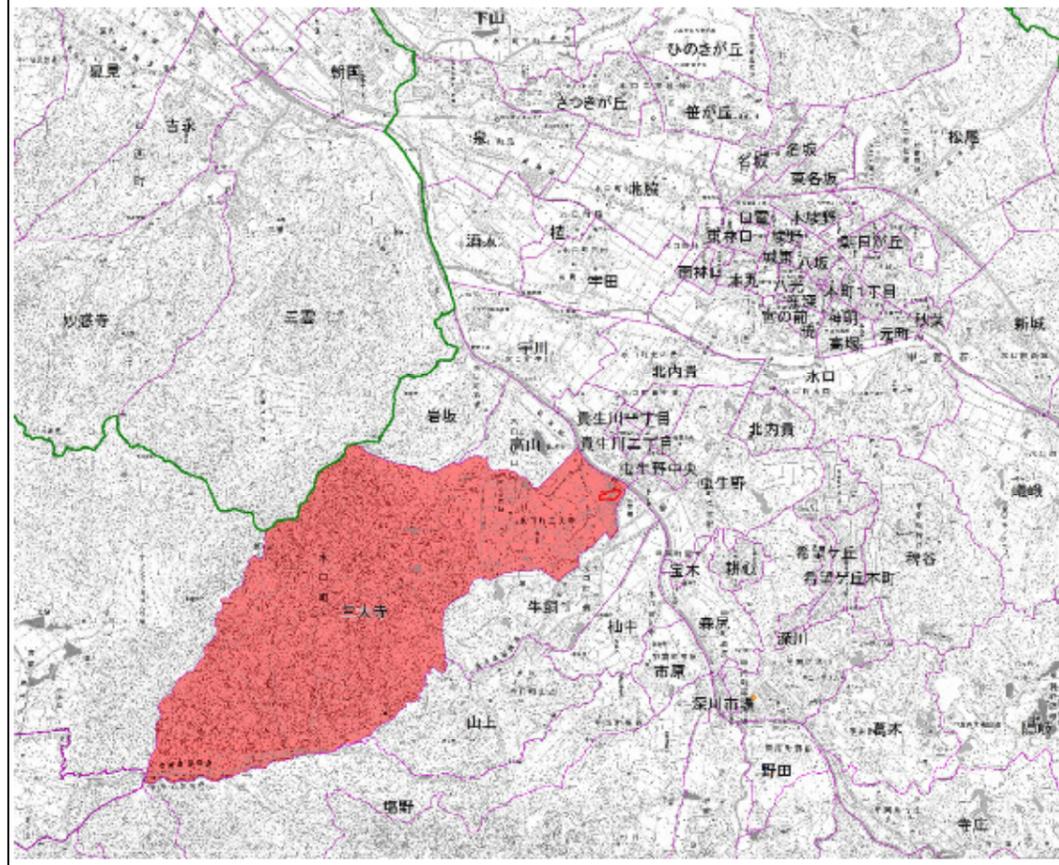


杣川を対象に洪水予報（はん濫警戒情報）が発令された時点



- | 凡 例    |             |
|--------|-------------|
| —      | 行政区界        |
| —      | 市町界         |
| 避難勧告種別 |             |
| ■      | S ランク       |
| ■      | A ランク       |
| ■      | B ランク       |
| —      | 避難勧告種別判定エリア |

杣川を対象に洪水予報（はん濫注意情報）が発令された時点



地区別避難判断基準（案） エリア別危険箇所、行政区別人的被害リスク、エリア別避難勧告判断基準のとりまとめ表<大戸川>

情報発令 エリア	行政区	監視対象の 水位観測所 (水位予測対象)	避難勧告発令判断基準 ①水位周知		避難勧告種別	避難勧告発令時の参考情報											情報発令 エリア		
						危険箇所			②避難判断水位超過 ③危険箇所、 ④水位上昇速度 注視地点 ⑤雨量観測所	住宅地の人的被害リスク指標			垂直避難 の可能性	支川はん濫、内水 はん濫による避難時 の歩行困難状況	想定避難 人口(人) (人口(人))	想定避難 世帯数 (世帯数)		対象 避難所	収容可能人 数(人)
						河川名	距離	左右岸		家屋水没	床上浸水	家屋流失							
エリア①	黄瀬	大戸川旭橋	①大戸川	はん濫注意水位超過	Sランク	大戸川	No.91	右岸	②大戸川旭橋 ③大戸川No.91 ④内裏野橋 ⑤-	●	●	●	一部不可能	●	53 (658)	15 (215)			エリア①
						大戸川	No.92	左岸	②大戸川旭橋 ③大戸川No.92 ④内裏野橋 ⑤-										
エリア②	牧	大戸川旭橋	①大戸川	はん濫注意水位超過	Sランク	大戸川	No.104	左岸	②大戸川旭橋 ③大戸川No.104 ④内裏野橋 ⑤-	●	●	●	一部不可能	●	71 (1019)	27 (363)			エリア②
						大戸川	No.108	左岸	②大戸川旭橋 ③大戸川No.108 ④- ⑤-										
エリア③	勅旨	大戸川旭橋	①大戸川	はん濫注意水位超過	Sランク	大戸川	No.117	右岸	②大戸川旭橋 ③大戸川No.117 ④- ⑤-	●	●	●	一部不可能	●	137 (963)	50 (351)			エリア③
エリア④	長野	大戸川旭橋	①大戸川	はん濫注意水位超過	Sランク	大戸川	No.128	左岸	②大戸川旭橋 ③大戸川No.128 ④三代出(信楽川) ⑤-	●	●	-	一部不可能	●	241 (3479)	82 (1200)			エリア④
		大戸川旭橋	①大戸川	はん濫注意水位超過		信楽川	0.2	右岸	②大戸川旭橋 ③大戸川No.128 ④三代出(信楽川) ⑤-										
エリア⑤	江田	大戸川旭橋	①大戸川	はん濫注意水位超過	Sランク	大戸川	27.2k	左岸	②大戸川旭橋 ③大戸川27.2K ④- ⑤神山	●	●	-	一部不可能	●	96 (943)	26 (285)			エリア⑤
エリア⑥	神山	大戸川旭橋	①大戸川	はん濫注意水位超過	Sランク	大戸川	28.4	右岸	②大戸川旭橋 ③大戸川28.4K ④- ⑤神山	●	●	●	一部不可能	●	79 (955)	23 (309)			エリア⑥
エリア⑦	西	大戸川旭橋	①大戸川	はん濫注意水位超過	Aランク	信楽川	2.9k	左岸	②大戸川旭橋 ③大戸川No.128 ④信楽川2.9K ⑤柞原	-	●	-	可能(2階以上)	●	7 (329)	3 (124)			エリア⑦
エリア⑧	柞原	大戸川旭橋	①大戸川	はん濫注意水位超過	Sランク	信楽川	4.0k	左岸	②大戸川旭橋 ③大戸川No.128 ④信楽川4.0K ⑤柞原	●	●	-	一部不可能	●	4 (317)	1 (91)			エリア⑧

■凡例

人的被害リスク指標	
●	人的被害を受ける区域が存在し、人家への影響がある。
○	人的被害を受ける区域が存在するが、人家には影響ない、人的被害を受ける区域が存在しない。
-	人的被害を受ける区域が存在しない。
家屋水没	浸水深3m以上(地先の安全度マップ)、または、浸水深2m以上(野洲川・杣川浸水想定区域図)
床上浸水	浸水深0.5m以上(野洲川・杣川浸水想定区域図、地先の安全度マップ共通)
家屋流失	流体力 $2.5m^3/s^2$ 以上

垂直避難の可能性	
一部不可能	行政区内で家屋水没、家屋流失が発生する可能性が高い。
可能(2階以上)	行政区内で家屋水没、家屋流失が発生する可能性は低い、床上浸水が発生する可能性が高い。
可能	行政区内で家屋水没、家屋流失、床上浸水が発生する可能性は低い、床上浸水が発生する可能性が高い。
歩行困難区域指標(内水氾濫)	
●	避難経路において、歩行困難となる可能性が高い
○	避難経路として使用される可能性が低い道路において、歩行困難となる可能性が高い。
△	道路または行政区内において歩行困難となる可能性が低い。
歩行困難	地先の安全度マップ(10年確率)で、浸水深50cm以上である。

■情報発令エリアの考え方

避難勧告を発令するエリアの単位(情報発令エリア)については、野洲川及び

■避難勧告発令基準(タイミング)の考え方

【基本とする判断基準】

①情報発令エリアにおける「はん濫警戒情報」の発令  
ただし、河川氾濫前において、水路からの氾濫等により歩行による避難が困難と想定され、かつ洪水氾濫による人的被害が想定されるエリアについては、早期の避難行動を促す必要があることから、「はん濫警戒情報」の前段階の判断基準として、「はん濫注意情報」を設定するものとした。

【参考情報】

- ②近傍の水位観測所(避難判断水位設定)の推移状況
- ③情報エリア内の危険箇所の水位状況
- ④近傍の水位観測所(その他の水位状況)
- ⑤近傍の雨量観測所

■避難勧告種別の考え方

避難勧告を発令する際に、その逼迫度に重み付けをして伝えるため、地先の危険度の程度に応じた付加情報を付与する。

- 洪水氾濫により人的被害をもたらすエリアが生じると想定されるも、その区域が集落内に及ばないと想定される場合には、避難勧告発令の際の付加情報として「Bランク」を付与する。
- 洪水氾濫による床上浸水の危険性の高い区域が生じ、かつその区域が集落内に及ぶと想定される場合には、避難勧告発令の際の付加情報として「Aランク」を付与する。
- 当該エリアにおいて、洪水氾濫による家屋水没あるいは家屋流出の危険性の高い区域が生じ、かつその区域が集落内に及ぶと想定される場合には、避難勧告発令の際の付加情報として「Sランク」を付与する。

■想定避難人口(世帯数)の考え方

行政区内の浸水エリアに居住する人口及び世帯数の推定値。

